



日刊動力労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)
電話 (鉄電) 千葉 2935・2939番
(公) 043(222)7207番

97.4.24 No. 4586

97夏季物販
スタート

275日の全国オルグ貫徹し
今こそ反転攻勢へ！



97夏季物販の方針を
提起する白井協販部長。
全力でがんばろう！

四月二三日午後六時より支部物販担当者会議を開催しました。三月三〇日、全国の支援の人たちが集まって開かれた動労千葉物販担当者会議の成功に引き続き、十一月目を迎えた物販闘争は新たな段階に突入し、全力で決起することを確認しました。

三月十九日に新たに結成された千葉機関区支部を先頭に、全支部より担当者を含め二〇名が結集しました。

高石執行委員の司会で、まずははじめに中野委員長が、「十一年目を迎えた今回の物販闘争は、重要な転換点にきている」と前振りし、動労千葉の一〇年にわたる闘いが分割・民営化の矛盾を拡大し、国労内にも闘いが浸

透してきていることを強調しました。そして最後に「清算事業闘争勝利まで、一二名の解雇撤回まで反転攻勢の物販闘争としてたたかいぬいてほしい」と訴えました。

引き続き白井協販部長より九六年冬季の総括と九七年夏季物販の方針が提起されました。「全国にはばたこう」方針のもと、九六年は圧倒的な勝利をかちとり、動労千葉への期待と共にたたかおうという気運が高まっています。

物販闘争はさらに全国の労働組合を回り、JR総連・革マルを追いつめ、国鉄闘争勝利のため、二七五日の全国オルグをやりぬき、組合員一人二万円の目標を貫徹することを訴えました。

会議が一段落した後、布施副委員長の乾杯の音頭で会食をはじめて意見を出し合い、オルグの具体的な内容まで突つ込んだ討論がなされ成功裡に終了しました。

四月一九日、一三時三〇分から、文京区民センターにおいて、破防法・組織犯罪対策法に反対する全国弁護士ネットワークなどの主催で「新たな団体規制法」組織的犯罪対策法に反対する集会が開かれた。

組織的犯罪対策法とは、「暴力団」や「オウムのような集団」「悪徳商法」を口実にしながら、実際には労働運動や市民運動、そして一般の市民生活をも射程に入れて警察権力が介入しようとするもので、①「組織的な犯罪」に対する刑の加重、②盗聴の合法化、③「証人等の保護」、④「犯罪収益等」の処罰及び没収・追徴の四つからなっている。

集会では、①刑法の十一に及ぶ罪が「組織的犯罪」として行なわれた場合は、本来の刑期よりも重くなり、その罪も威力業務妨害、建造物等損壊、逮捕及び監禁、強要、恐喝などで、これまでにも労働運動や市民運動の弾圧に適用されてきたことを考へ併せて、「組対法」が政党や労働組合、市民団体を対象にしていることは明らかであること、(2)盗聴の合法化についても、「死刑、無期懲役もしくは無期禁固の定めのある罪」という重

新たな団体規制法に反対する集会
— 4/19 東京 —

大事件に限定されるとしているものの、実際にはその予備的捜査にも盗聴が可能であることから、警察権力が好き勝手に盗聴できるというものであること、(3)証人への反対尋問で住所や勤務先の特定させないこと、さらには匿名証言を容認する「証人の保護」の問題等々が、シンボジウムや弁護士、各団体から次々に明らかにされた。

今秋国会上程阻止へ
たたかいぬこう！

橋本政権は、朝鮮・アジア侵略に向け、安保・沖縄闘争を潰すために「特措法」改悪を強行する一方で、労働者・人民の怒りを押さえ付ける新たな法律と破防法団体適用の粉碎、四月の「特措法」反対を掲げた沖縄・本土での闘いにより、五月国会上程をあきらめ、今秋の次期国会に提出しようとしている。

破防法の団体適用の粉碎をかちとった力を結集し、労働運動への弾圧を狙う組織的犯罪対策法の完全粉碎へ闘いぬこう。